

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 制定した規則

川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

(2) 内容

教育委員会定例会を招集しない要件を定めるもの

(3) 施行期日

公布の日（令和2年4月22日）

2 臨時代理を行った日

令和2年4月20日

3 臨時代理を行った理由

毎月招集することとされている教育委員会定例会につき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止という特別の事情を考慮し、令和2年4月は招集しないこととするため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市教育委員会規則第8号

川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月22日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会会議規則（昭和59年川崎市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があると教育長が認める場合であって、委員の過半数が同意するときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

教育委員会定例会を招集しない要件を定めるため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会会議規則 昭和59年9月29日教委規則第6号 (会議)</p> <p>第2条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月1回招集する。<u>ただし、特別の事情があると教育長が認める場合であって、委員の過半数が同意するときは、この限りでない。</u></p> <p>3 臨時会は、教育長が必要があると認めたとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。</p>	<p>○川崎市教育委員会会議規則 昭和59年9月29日教委規則第6号 (会議)</p> <p>第2条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 定例会は、毎月1回招集する。</p> <p>3 臨時会は、教育長が必要があると認めたとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。</p>